

一般社団法人 投資信託協会
会長 松谷 博司 殿

ありがとう投信株式会社
代表取締役 長谷 俊介 ㊟

正会員の財務状況等に関する届出書

当社の財務状況等に係る会計監査が終了いたしましたので、貴協会の定款の施行に関する規則第 10 条第1項第 17 号イの規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

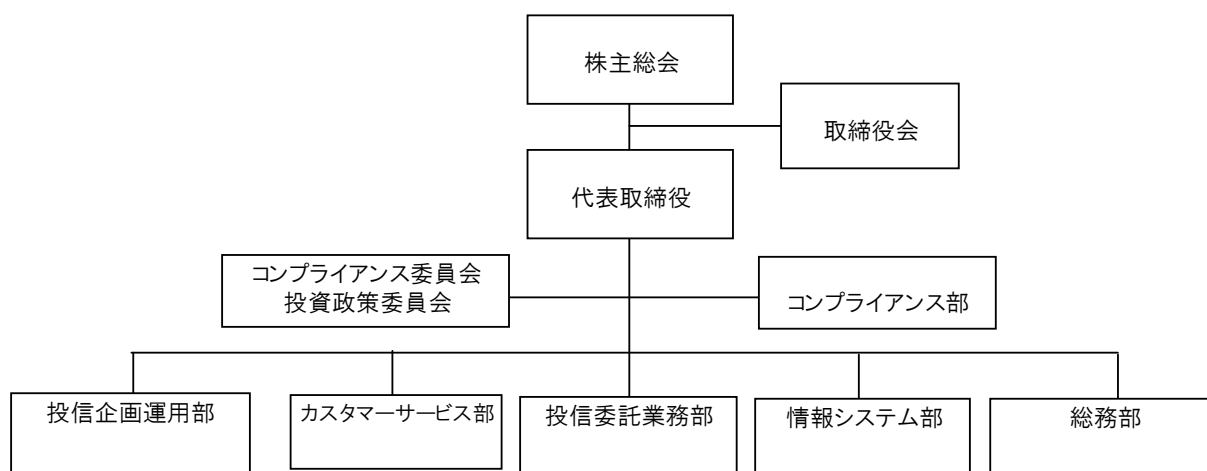
1. 委託会社等の概況

① 資本金の額(2020 年 12 月末現在)

資本金	265,000 千円
発行する株式の総額	40,000 株
発行済株式の総数	26,500 株
最近5年間における資本金の額の増減	該当事項はありません。

②会社の機構

○ 組織図

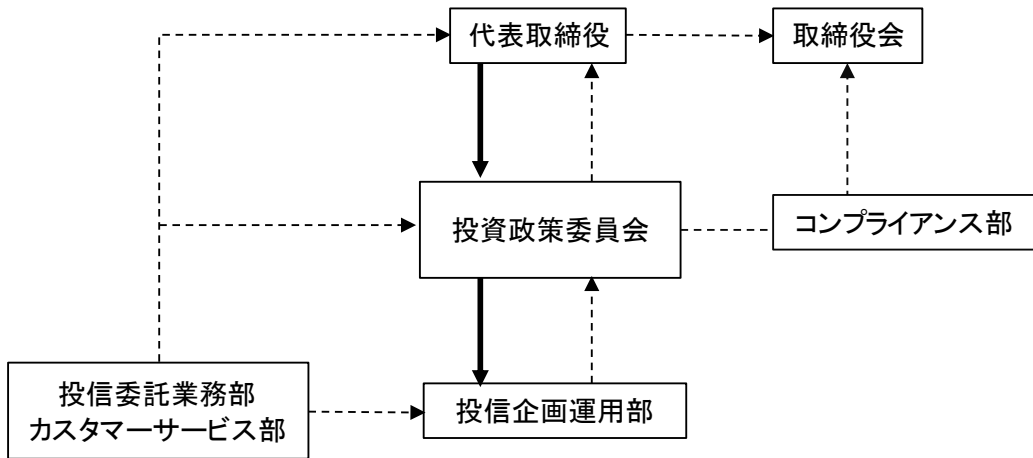


○ 投資運用の意思決定機構

投資運用の意思決定プロセス

————▶ 運用執行ライン

- - - -▶ 運用情報提供ライン



運用会議

- ① 週 1 回会議を開催。投資環境全般の見直し、投資銘柄の策定
- ② 1 週間の運用方針等策定
- ③ 投信企画運用部及びコンプライアンス部で構成。

↓ 運用会議等の運用策定資料に基づき

投資政策委員会

- ① 毎月 1 回会議を開催、基本的な運用方針等を審議決定します。
- ② 代表取締役を議長とし、投信企画運用部長、投信委託業務部長、カスタマーサービス部長、コンプライアンス部長、主要運用担当者で構成。
- ③ 投資政策委員会議事録を作成。

↓

投信企画運用部

- ① 投資政策委員会の決定した運用方針ならびにアセット・アロケーションにしたがってポートフォリオ運用実行

↓ 運用成果・実績等の確認

投資政策委員会

- ① 運用成果、運用プロセス等リスクの分析管理
- ② 弊社投信の運用内容と成果を定期的に役員会に報告
(原則月 1 回、定例取締役会)

コンプライアンス部

- ① 当ファンドの運用の基本方針等の遵守状況のモニタリング

*運用体制は2020年12月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

*当社では、信託財産の適正な運用及び受益者との利害相反となる取引の防止を目的として、社内諸規則を設けております。

2. 事業の内容及び営業の概況

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)および受益権の直接募集(第二種金融商品取引業)を行っています。

2020年12月末日現在、委託会社が運用の指図を行っている証券投資信託は以下の通りです。

	種 類	本数	純資産総額
公募投資信託	追加型株式投資信託 ファンド・オブ・ファンズ	1本	15,319,800,656 円

3. 委託会社等の経理状況

1. 委託会社である、ありがとう投信株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。
2. 財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
3. 委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号、以下、「中間財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。
4. 中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
5. 金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、委託会社の第17期事業年度(自平成31年4月1日至令和2年3月31日)の財務諸表ならびに第18期中間会計期間(自令和2年4月1日至令和2年9月30日)の中間財務諸表について、イデア監査法人の監査および中間監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成31年3月31日)	当事業年度 (令和2年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	174,534	194,888
直販顧客分別金信託	19,996	20,000
前払費用	2,769	2,558
未収委託者報酬	9,161	7,602
その他	-	35
流動資産合計	206,462	225,083
固定資産		
有形固定資産	※1	
器具備品	2,555	3,853
有形固定資産合計	2,555	3,853
無形固定資産		
ソフトウェア	4,872	5,754
無形固定資産合計	4,872	5,754
投資その他の資産		
預託金	2	3
繰延税金資産	278	309
投資その他の資産合計	281	313
固定資産合計	7,709	9,920
資産合計	214,171	235,004
負債の部		
流動負債		
顧客からの預り金	35	395
預り金	243	292
未払金	7,109	19,494
未払費用	2,620	2,575
未払法人税等	4,605	2,954
未払消費税等	2,242	2,487
賞与引当金	1,100	1,330
流動負債合計	17,957	29,530
固定負債		
退職給付引当金	430	530
固定負債合計	430	530
負債合計	18,387	30,060
純資産の部		
株主資本		
資本金	265,000	265,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△69,215	△60,055
利益剰余金合計	△69,215	△60,055
株主資本合計	195,784	204,944
純資産合計	195,784	204,944
負債・純資産合計	214,171	235,004

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度		当事業年度	
	自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日		自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日	
営業収益				
委託者報酬		99,743		101,582
営業収益合計		99,743		101,582
営業費用				
支払手数料		24,446		25,861
広告宣伝費		1,375		1,309
委託計算費		5,434		5,434
営業雑経費		5,262		5,366
通信費		2,611		2,604
印刷費		1,835		1,894
諸会費		814		867
営業費用合計		36,518		37,971
一般管理費				
給料		27,609		31,799
役員報酬		8,980		9,380
給与手当		13,063		15,915
賞与		2,100		2,550
法定福利費		3,466		3,953
交際費		501		561
旅費交通費		1,581		1,540
租税公課		1,858		1,984
不動産賃借料		3,898		3,898
水道光熱費		256		266
退職給付費用		1,619		1,605
固定資産減価償却費		2,474		3,480
事務用品費		76		135
消耗品費		88		189
賞与引当金繰入額		1,100		1,330
その他		1,355		3,195
一般管理費合計		42,421		49,986
営業利益		20,803		13,624
営業外収益				
受取利息		0		0
その他営業外収益		0		100
営業外収益合計		0		100
営業外費用				
その他営業外費用		25		26
営業外費用合計		25		26
経常利益		20,778		13,698
特別損失				
固定資産除却損		-		0
特別損失合計		-		0
税引前当期純利益		20,778		13,698
法人税、住民税及び事業税		5,215		4,569
法人税等調整額		1,435		△31
法人税等合計		6,651		4,538
当期純利益		14,127		9,159

(3)【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本			株主資本合計	純資産合計
	資本金	利益剰余金			
		その他利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	265,000	△83,343	△83,343	181,656	181,656
当期変動額					
当期純利益		14,127	14,127	14,127	14,127
当期変動額合計	—	14,127	14,127	14,127	14,127
当期末残高	265,000	△69,215	△69,215	195,784	195,784

当事業年度（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本			株主資本合計	純資産合計
	資本金	利益剰余金			
		その他利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	265,000	△69,215	△69,215	195,784	195,784
当期変動額					
当期純利益		9,159	9,159	9,159	9,159
当期変動額合計	—	9,159	9,159	9,159	9,159
当期末残高	265,000	△60,055	△60,055	204,944	204,944

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

器具備品：定率法によっております。

主な耐用年数は以下の通りです。

器具備品 4～8年

無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっています。

2. 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員に支給する賞与の支出に充てるため、支給対象期間に基づく賞与支給見込額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見積額に基づき計上しております。なお、退職給付債務の見積額は、簡便法（退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により計算しております。

3. 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産より控除した減価償却累計額

	前事業年度 (平成31年3月31日)	当事業年度 (令和2年3月31日)
器具備品	2,714千円	3,446千円

(損益計算書関係)

該当事項はありません。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自平成30年4月1日至平成31年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	26,500株	—	—	26,500株

2 剰余金の配当に関する事項

配当金支払額

該当事項はありません。

当事業年度(自平成31年4月1日至令和2年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	26,500株	—	—	26,500株

2 剰余金の配当に関する事項

配当金支払額

該当事項はありません。

(リース取引関係)

前事業年度 自平成30年4月1日 至平成31年3月31日	当事業年度 自平成31年4月1日 至令和2年3月31日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取り組み方針

当社の資金運用は、安全性の高い金融資産に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。

自社投資信託以外の他の金融商品への投資は行わない方針です。

資金調達については、今後も銀行等からの借入の方針はありません。

(2)金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である未収委託者報酬はファンドに係る信用リスクに晒されております。未払金は1年以内の支払期日であります。未払金は、流動性リスクに晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

当社では、資金計画を作成する等の方法によりリスク回避を図っております。

(4)金融商品の時価等に関する事項

金融商品の時価には、市場価格がない場合には合理的に算定された価額を含めております。当該価額の算定においては一定の前提条件を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（平成31年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	174,534	174,534	-
(2) 直販顧客分別金信託	19,996	19,996	-
(3) 未収委託者報酬	9,161	9,161	-
資産計	203,691	203,691	-
(1) 未払金	7,109	7,109	-
負債計	7,109	7,109	-

当事業年度（令和2年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	194,888	194,888	-
(2) 直販顧客分別金信託	20,000	20,000	-
(3) 未収委託者報酬	7,602	7,602	-
資産計	222,490	222,490	-
(1) 未払金	19,494	19,494	-
負債計	19,494	19,494	-

(注1)金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産 (1)現金及び預金、(2)直販顧客分別金信託、(3)未収委託者報酬

短期間で決済され、帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

負債 (1)未払金

短期間で決済され、帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度(平成31年3月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超
現金及び預金	174,534	-	-
直販顧客分別金信託	19,996	-	-
未収委託者報酬	9,161	-	-
合計	203,691	-	-

当事業年度(令和2年3月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超
現金及び預金	194,888	-	-
直販顧客分別金信託	20,000	-	-
未収委託者報酬	7,602	-	-
合計	222,490	-	-

(有価証券関係)

前事業年度(平成31年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(令和2年3月31日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度	当事業年度
自 平成30年4月 1日	自 平成31年4月 1日
至 平成31年3月31日	至 令和2年3月31日
当社はデリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。	当社はデリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を採用しており、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を採用しております。

なお、退職一時金制度は、簡便法のうち、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した退職給付制度

(1)簡便法を適用した制度の退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度
	自 平成30年4月1日
	至 平成31年3月31日
退職給付引当金の期首残高	200千円
退職給付費用	230千円
退職給付の支払額	-千円
退職給付引当金の期末残高	430千円

(2)退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	前事業年度
	平成31年3月31日
非積立型制度の退職給付債務	430千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	430千円
退職給付引当金	430千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	430千円

(3)退職給付費用

	前事業年度 自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日
簡便法で計算した退職給付費用	230千円

3. 確定拠出制度

	前事業年度 自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日
確定拠出制度への要拠出額	1,389千円

当事業年度（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を採用しており、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を採用しております。

なお、退職一時金制度は、簡便法のうち、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した退職給付制度

(1)簡便法を適用した制度の退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	当事業年度 自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日
退職給付引当金の期首残高	430千円
退職給付費用	100千円
退職給付の支払額	-千円
退職給付引当金の期末残高	<u>530千円</u>

(2)退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	当事業年度 令和2年3月31日
非積立型制度の退職給付債務	530千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>530千円</u>
退職給付引当金	<u>530千円</u>
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>530千円</u>

(3)退職給付費用

	当事業年度 自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日
簡便法で計算した退職給付費用	100千円

3. 確定拠出制度

	当事業年度 自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日
確定拠出制度への要拠出額	1,505千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度	当事業年度
	平成31年3月31日	令和2年3月31日
	千円	千円
繰延税金資産		
未払事業税	422	352
減価償却超過額	0	0
賞与引当金	336	407
退職給付引当金	131	162
繰延税金資産小計	890	922
評価性引当額	-	-
繰延税金資産合計	890	922
繰延税金負債		
前払中小企業倒産防止共済掛金	△612	△612
繰延税金負債合計	△612	△612
繰延税金資産の純額	278	309

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

前事業年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）及び当事業年度（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）
当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

前事業年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）及び当事業年度（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）

(1)製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスは単一であるため、記載しておりません。

(2)地域ごとの情報

①営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

②有形固定資産

有形固定資産はすべて本邦に所在しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

前事業年度(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度	当事業年度
	自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日	自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日
1株当たり純資産額	7,388円10銭	7,733円75銭
1株当たり当期純利益	533円13銭	345円65銭

(注1)潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注2) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎

	前事業年度	当事業年度
	自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日	自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日
当期純利益(千円)	14,127千円	9,159千円
普通株主に帰属しない金額(千円)	一千円	一千円
普通株式に係る当期純利益(千円)	14,127千円	9,159千円
期中平均株式数(株)	26,500株	26,500株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

第 18 期中間決算 ありがとう投信株式会社

◇中間財務諸表

(1)中間貸借対照表

(単位:千円)

		第 18 期中間会計期間末 (令和 2 年 9 月 30 日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金		208,629
直販顧客分別金信託		20,000
前払費用		1,600
未収委託者報酬		9,932
流動資産合計		240,162
固定資産		
有形固定資産	※1	
器具備品		3,338
有形固定資産合計		3,338
無形固定資産		
ソフトウェア		5,461
無形固定資産合計		5,461
投資その他の資産		
預託金		3
繰延税金資産		721
投資その他の資産合計		725
固定資産合計		9,525
資産合計		249,687
負債の部		
流動負債		
顧客からの預り金		440
預り金		408
未払金		28,751
未払費用		2,610
未払法人税等		3,446
未払消費税等		2,811
賞与引当金		1,370
流動負債合計		39,837
固定負債		
退職給付引当金		600
固定負債合計		600
負債合計		40,437
純資産の部		
株主資本		
資本金		265,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		△55,749
利益剰余金合計		△55,749
株主資本合計		209,250
純資産合計		209,250
負債・純資産合計		249,687

(2)中間損益計算書

(単位:千円)

		第18期中間会計期間 自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日	
営業収益			
委託者報酬			51,085
営業収益合計			51,085
営業費用			19,110
一般管理費	※1		25,601
営業利益			6,373
営業外収益			12
営業外費用			14
経常利益			6,371
税引前中間純利益			6,371
法人税、住民税及び事業税			2,477
法人税等調整額			△411
中間純利益			4,305

(3)中間株主資本等変動計算書

第18期中間会計期間（自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日）

(単位:千円)

	株主資本			株主資本合計	純資産合計
	資本金	利益剰余金			
		その他利益剰余金	利益剰余金合計		
		繰越利益剰余金			
当期首残高	265,000	△60,055	△60,055	204,944	204,944
当中間期変動額					
中間純利益		4,305	4,305	4,305	4,305
当中間期変動額合計	—	4,305	4,305	4,305	4,305
当中間期末残高	265,000	△55,749	△55,749	209,250	209,250

重要な会計方針

項 目	<p style="text-align: center;">第 18 期中間会計期間 自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 2 年 9 月 30 日</p>
<p>1 固定資産の減価償却の方法</p>	<p>有形固定資産 定率法によっております。 主な耐用年数は以下の通りです。 器具備品 4～8 年 無形固定資産 自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっています。</p>
<p>2 引当金の計上基準</p>	<p>賞与引当金 従業員に支給する賞与の支出に充てるため、支給対象期間に基づき賞与支給見込額を計上しております。</p> <p>退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務の見積額に基づき、計上しております。 なお、退職給付債務の見積額は、簡便法(退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)により計算しております。</p>
<p>3 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p>	<p>消費税等の会計処理について 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。なお、仮払消費税等と仮受消費税等は相殺のうえ流動負債の「未払消費税等」として表示しております。</p>

注記事項

(中間貸借対照表関係)

第 18 期中間会計期間末(令和 2 年 9 月 30 日現在)	
※1 有形固定資産より控除した減価償却累計額	
器具備品	4,275千円

(中間損益計算書関係)

第 18 期中間会計期間	
自 令和 2 年 4 月 1 日	
至 令和 2 年 9 月 30 日	
※1 減価償却実施額	
有形固定資産	828 千円
無形固定資産	1,208 千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第 18 期中間会計期間				
自 令和 2 年 4 月 1 日				
至 令和 2 年 9 月 30 日				
1 発行済株式に関する事項				
	当事業年度 期首株式数	当中間会計 期間増加株 式数	当中間会計 期間減少株 式数	当中間会計 期間末株式 数
普通株式	26,500 株	-	-	26,500 株
2 配当に関する事項				
配当金支払額				
該当事項はありません。				

(リース取引)

第 18 期中間会計期間(自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 2 年 9 月 30 日)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

第18期中間会計期間末(令和2年9月30日現在)

金融商品の時価等に関する事項

令和2年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:千円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	208,629	208,629	-
(2)直販顧客分別金信託	20,000	20,000	-
(3)未収委託者報酬	9,932	9,932	-
資産計	238,561	238,561	-
(1)未払金	28,751	28,751	-
負債計	28,751	28,751	-

(注1)金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産 (1)現金及び預金、(2)直販顧客分別金信託、(3)未収委託者報酬

短期間で決済され、帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

負債 (1)未払金

短期間で決済され、帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券関係)

第18期中間会計期間末(令和2年9月30日現在)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引)

第18期中間会計期間末(令和2年9月30日現在)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(セグメント情報等)

第18期中間会計期間(自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)

1. セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1)製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスは単一であるため、記載していません。

(2)地域ごとの情報

①営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の 90%超であるため、記載を省略しております。

②有形固定資産

有形固定資産はすべて本邦に所在しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

営業収益の 10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

第 18 期中間会計期間	
自 令和 2 年 4 月 1 日	
至 令和 2 年 9 月 30 日	
1株当たり純資産額	7,896 円 22 銭
1株当たり中間純利益	162 円 47 銭
潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1 株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。	
中間純利益	4,305 千円
普通株式に帰属しない金額	—
普通株式に係る中間純利益	4,305 千円
期中平均株式数	26,500 株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

公開日 2021年1月13日
作成基準日 2021年1月5日

本店所在地 東京都千代田区内神田 2-15-9
The Kanda 282 3F
お問い合わせ先 コンプライアンス部

独立監査人の監査報告書

令和2年6月1日

ありがとう投信株式会社
取締役会 御中

イデア監査法人

東京都中央区

指定社員 公認会計士 立野 晴 朗 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているありがとう投信株式会社の平成31年4月1日から令和2年3月31日までの第17期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ありがとう投信株式会社の令和2年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原材に記載された事項を電子化したものであり、その原材は委託会社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

令和3年1月5日

ありがとう投信株式会社
取締役会 御中

イデア監査法人

東京都中央区

指定社員 公認会計士 立野 晴 朗 ㊞
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているありがとう投信株式会社の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第18期事業年度の中間会計期間（令和2年4月1日から令和2年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ありがとう投信株式会社の令和2年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（令和2年4月1日から令和2年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に關して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは中間監査の対象には含まれていません。